

いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

(いじめ防止対策推進法より)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

2 いじめに対する共通理解

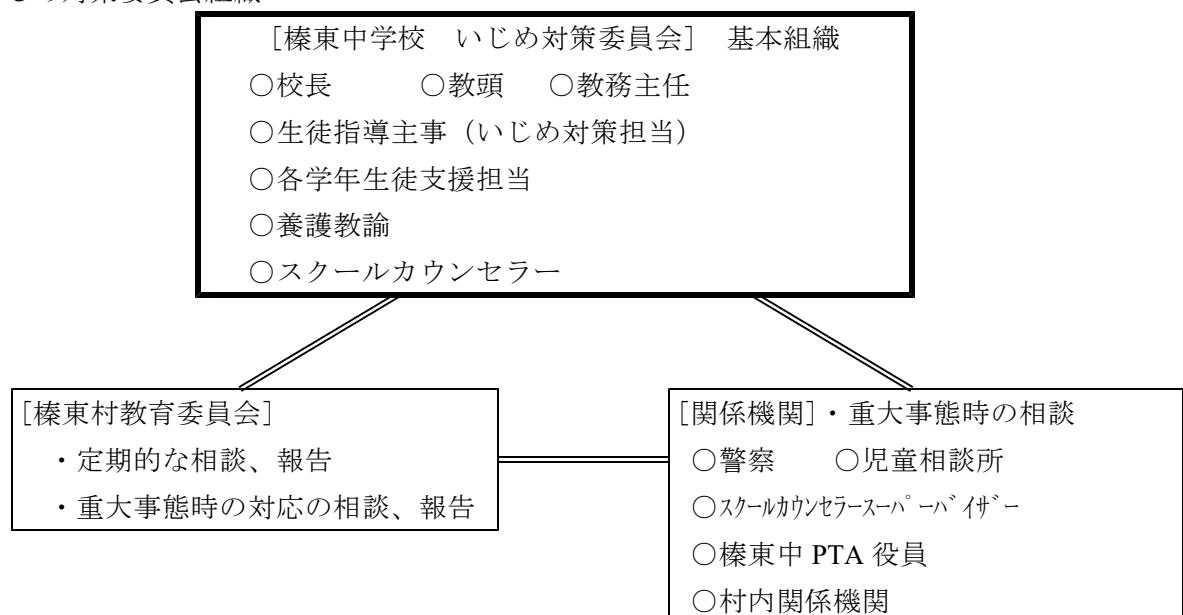
(教員の共通理解)

- (1) いじめは人権を侵害するものであり、「いじめはあってはならないこと」の視点に立って組織的に対応する。
- (2) 「強い・弱い」等の印象や子どもの様子、回数にとらわれ、表面的・形式的に深刻さを判断することのないよう、いじめられた子どもの立場に立って判断する。
- (3) 保護者との連絡を密に取り信頼関係をつくとともに、学校、家庭が協力して状況回復に努める。
- (4) 学校の考えや取り組みを外部へ伝えとともに、地域や関係機関との連携協力を図る。

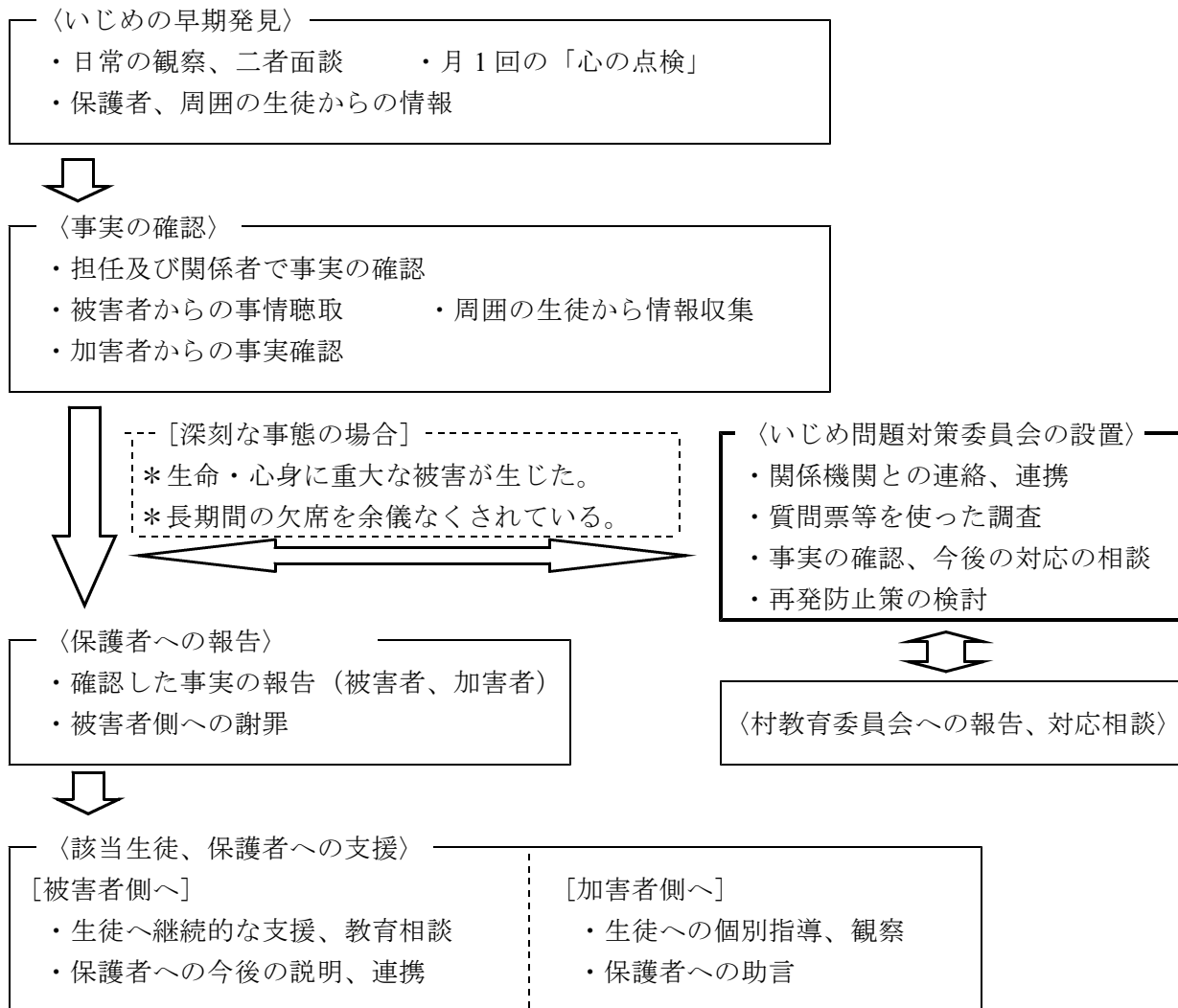
(生徒への共通理解)

- (1) 「いじめを受けている」ということは、人から一方的に攻撃され、いやな思いをさせられていることをいう。またコミュニティサイトやLINE等を通じた誹謗中傷も含まれる。
- (2) いじめは自分一人でなかなか解決できるものではなく、解決するには誰かに相談することである。相談するということは、人権と命を守ることにつながる立派な行動である。

3 いじめ対策委員会組織



4 いじめの早期発見と対応



5 いじめの未然防止対策

(1) あたたかな学級づくり

- ・ Q-U 結果の活用
- ・ 「心の点検」結果を踏まえての二者面談
- ・ 人間関係づくりの活動
- ・ 学活や道徳での話し合い、振り返り活動
- ・ 生活記録ノートの活用

(2) 道徳教育の充実

- ・ 道徳心の育成
- ・ 規範意識の醸成

(3) 生徒会の活動

- ・ いじめ防止活動年間計画の立案、実施
- ・ 生徒朝礼での啓発活動

(4) 教職員間の共通理解

- ・ 職員会議、生徒支援委員会、運営委員会での報告、相談、研修

(5) 保護者・地域への啓発

- ・ 学校だより・学年だより等での啓発活動
- ・ 学校評価結果からの把握、改善

(6) 関係機関との連携

- ・ 警察、児童相談所との連携
- ・ 青少推等の村内関係機関との連携

6 いじめ防止に関する年間計画

	教職員の取組	生徒の取組	評価改善の取組
4 月	・全教職員による「いじめ防止対策基本方針」の共通理解 ・保護者への周知	・心の点検	
5 月		・心の点検 ・いじめ防止強化月間での活動 ・第 1 回 Q-U	
6 月		・心の点検 ・いじめ防止フォーラムへの参加、集会での報告、啓発活動	・Q-U 結果の分析と対応
7 月		・心の点検 ・1 学期の振り返り	
8 月	・三者面談（全学年）	・いじめ防止サミットへの参加 ・人権ポスターの作成 ・心の点検	
9 月	・教育相談	・心の点検	・一学期学校評価結果から改善策を考える
10 月		・心の点検	
11 月	・三者面談	・心の点検 ・第 2 回 Q-U	
12 月		・心の点検 ・いじめ防止強化月間での活動 ・人権標語の作成 ・2 学期の振り返り	・Q-U 結果の分析と対応
1 月	・教育相談（1・2 年）	・心の点検 ・村いじめ防止こども会議への参加 ・生徒朝礼での発表、報告	・二学期学校評価結果から改善策を考える
2 月		・心の点検	
3 月		・心の点検 ・3 学期および 1 年の振り返り	・今年度の取組の振り返りと次年度に向けての課題の検討

○毎週 1 回、生徒支援委員会での情報共有 → C 4 t h で全職員に知らせる

○生徒支援委員会内でケース会議の実施や生徒支援に係る研修の実施

○SC との連携